

現行憲法のもとでも、天皇の重要な任務の一つは「宮中祭祀」である。それが多くの国民に理解され社会に安定をもたらしている。その上、天皇ご自身と天皇から委任された人々が、伊勢の神宮と主要な神社の祭祀に関わっている。その現状を簡単に整理しておこう。

「宮中祭祀」の主権者と奉仕者

宮内庁の公式ホームページによれば、「宮中祭祀／天皇皇后両陛下は、宮中の祭祀を受け継がれ、常に国民の幸せを祈っておられ、年間約二〇件近くの祭儀が行われています。皇族方も宮中祭祀を大切になさっています」とある。

その祭典は三種に分けられる。まず①「大祭」は「天皇陛下ご自身で祭典を行われ、御告文（祝詞）を奏上され、ついで②「小祭」は「掌典長が祭典を行い、天皇陛下が御拝礼になり」、さらに③「旬祭」は「毎月1日・11日・21日に掌典長が祭典を行い、原則として1日には天皇陛下の御拝礼があります」と説明されている。

すなわち、宮中祭祀の主権者は天皇陛下である。ただ、①大祭には天皇に続き皇后と皇嗣・同妃も殿内で拝礼され、②小祭には天皇のあと皇嗣が殿内で拝礼される（③旬祭は原則1日のみ親拝）。

その祭祀には、宮内庁の内廷職員である掌典（しようてん、成人男性）と内掌典（未婚女性）などが奉仕する。とくに内掌典は賢所の内陣より奥の内々陣で皇祖神に神饌をお供えする。

神宮の皇族出身「祭主」と天皇聴許の大宮司

皇祖神の天照大神は、宮中の賢所（三殿の中央）と共に伊勢の神宮（内宮の正宮）に祀られている。この神宮は戦後に宗教法人となったが、今も皇室と特別な関係にある。

そのため、「祭主」と「大宮司」は勅旨を奉じ聴許を仰いで定められる。注目すべきことに、祭主は明治八年（一八七五）から男性皇族が勅任されてきたのを、戦後の昭和二十二年（一九四七）四月から皇族出身の既婚女性が務めている。

これは、GHQの圧力により同年十月から直宮（じきみや）以外の伏見系十一宮家の皇籍離脱で男性皇族が激減、その多くが軍籍にあつて拒否されることを見越しての対策だったのであろう。

とはいえ、当時も今も皇族出身ならば、既婚女性で何ら差し支えないとみなされている。それどころか、神宮司庁編『神宮・明治百年史』によれば、昭和天皇から北白川宮房子内親王（明治天皇の皇女）に「強（た）つての御依頼があつたので、・・・お受けに」なつたのである。

ただ、祭主は常勤でなく、神宮の六月と十二月の月次祭と十月の神嘗祭、二十年ごとの式年遷宮祭などに奉仕される。戦後初代の北白川房子様以後、鷹司和子様、池田厚子様（共に昭和天皇の皇女）、現在は黒田清子様（平成の天皇の皇女）が務めておられる。

一方、神宮の大宮司は、伊勢で祭祀に専念する少宮司以下の上に立つ神職であり、天皇の聴許をえて任命される。戦後十代の拝命者は、元華族か元皇族（現在の久邇朝尊氏は邦昭氏の長男）である。

勅使の遣わされる主要な「勅祭社」

この神宮の主要な祭儀には、天皇が勅使（式年遷宮のみ掌典長、それ以外は掌典）を遣わされる。また神宮以外で例祭に勅使（掌典）を遣わして、祭文と幣帛を奉らしめられる「勅祭社」がある。

それは、関西の橿原神宮（2月11日）、春日大社（3月13日）、平安神宮（4月15日）、近江神宮（4月20日）、出雲大社（5月14日）、賀茂大社（5月15日）、石清水八幡宮（9月15日）、中部の熱田神宮（6月5日）、関東の氷川神社（8月1日）、明治神宮（11月3日）および旧別格官幣の社靖国神社（4月22日と10月18日）の十二社（賀茂は上下両社だが同一祭文）には毎年、さらに六年ごとの香取神宮（4月14日）と鹿島神宮（9月11日）、十年ごとの宇佐神宮と香椎宮（共に祭日不定）を合わせて十六社と定められている。

また、ご公務のため全国へ行幸の際、当地の主要な神社で拝礼されることもあり、また一定以上の神社に幣饌料を賜ることになっている。

このような現行の皇室関連祭祀については、共編著『皇室事典』（令和版、角川書店）に概説した。参考までに、その分（三か所修訂）を添付しておこう。

（令和六年五月三十一日記）

[120] 近現代の宮中祭祀

前近代の宮廷はにおける祭事は、神事を優先し中心としながら、仏事もその他の行事も併せて行われる形が長らく続いてきた(→「節」)。しかし、明治元年(一八七〇)三月、新政府の神仏分離(神仏判然令)によって神事と仏事の混在が否定された。そのため、皇室でも祭事は神式のみとし、仏式などを除去している。たとえば、同年12月、圓孝明天皇の三回忌は仏式でなく、神式の先帝祭として行われた。

そこで、皇居の一角に神式の祭事を行う施設として、翌年(一八七二)12月、神祇官の仮神殿が造られ、同4年(一八七三)10月制定の「四時祭典定期」に基づく神祇官祭祀が始められた。ついで同5年(一八七四)11月、いわゆる宮中三殿の原型ができた。その後、火災などを経て再建され、同22年(一八八七)1月、現在地に遷座したものが今日に至っている。

宮中三殿のうち、中央が皇祖天照大神を祀る賢所、その西側が歴代皇霊を祀る皇霊殿、その東側が天神地祇を祀る神殿。これら三殿(いずれも妻入)を一括して「賢所」と総称する。また、西方にある神嘉殿(これのみ平入)も含めて「宮中三殿」と称することもある。

儀(皇霊殿奉告の儀、権殿の儀、皇霊殿親祭の儀)などの式次第が定められている。

また、小祭式として、賢所の儀、皇霊殿の儀、神殿の儀、四方拝の儀、賢所御神楽の儀、神宮の儀(勅使発遣の儀、奉幣の儀)／皇族(皇后・皇太子・同妃・皇太孫・同妃・親王・同妃・内親王・王・同妃・女王)の霊代を遷す儀(皇霊殿奉告の儀、権殿の儀、皇霊殿祭典の儀)などの式次第が定められている。

この皇室祭祀に宮中祭祀は、別表(表一)の通りである。それらを、大祭と小祭(それに準ずる祭儀も含む)、および皇霊関係の祭祀(大祭も小祭もある)、さらに臨時祭など(毎月・毎朝の拝礼も含む)に分けて概観する。

【大祭】

大祭には、黄櫨染御袍を着け親祭(天皇親ら行う祭)を行つて天皇に続いて、いわゆる十二単の皇后、黄丹袍の皇太子、十二単の皇太子妃が内陣で拝礼し、他の成年皇族は、男性がモーニングコート、女性がロングドレスで、各殿庭から拝礼する。さらに参列の諸員(戦前は首相以下文武高官、戦後は宮内庁高官、皇宮警察幹部など)も拝礼する。

元始祭(正月三日) 年始にあたり「天日嗣の本始」(皇位の始源)を祝い、国家・国民の繁栄を祈る。「元始」と称す

【皇室祭祀令】に定める祭祀

宮中三殿を中心に行われる神式祭祀(宮中祭祀)の概要は、明治41年(一九〇九)9月公布の「皇室祭祀令」に定められた。これに基づく戦前の先例が、戦後も「内廷祭祀」の準拠とされ、それが年間三〇回近く行われている。

皇室祭祀令では、宮中祭祀を大祭と小祭に分けている。このうち、大祭は、天皇が「親ら祭祀を行ふ」。具体的には、三日前から齋戒した天皇が、殿内でみずから祭主となって御告文を奏し拝礼する(事故あるときは、皇族か掌典長が代行)。

それに対して、小祭は、天皇が「親ら拝礼し、掌典長祭典を行ふ」。具体的には、当日齋戒した天皇が、宮中三殿の殿内で拝礼し、掌典長が祭主として御告文を奏する(事故あるときは、皇族か侍従が代行)。

同令の詳細な附式(実施細則)には、大祭式として、賢所の儀、皇霊殿の儀、神殿の儀、新嘗祭の儀(神嘉殿の儀、前一日鎮魂の儀)／神宮の儀(勅使発遣の儀、奉幣の儀)／山陵の儀(勅使発遣の儀、奉幣の儀)／天皇の霊代奉遷の

るのは、「古事記」序文にみえる「元始は綿邈(はるかに遠い)たれども、先聖に頼りて神を生み人を立つるの世を察せり」による。明治4年(一八七三)以来の親祭である。

大祭の概要は、綾綺殿む更衣をもち天皇が、賢所の内陣で天照大神に拝礼して御告文を奏し、内陣で内掌典が振る御鈴の儀の間平伏する。この元始祭は、同様の親祭が続いて皇霊殿と神殿でも行われる。いわゆる三殿親祭はほかになく(のち昭和3年(一九二八)から紀元節祭が加わる)、その意味で最も重要な宮中祭祀とされてきたことになる。

紀元節祭(2月11日) 神武天皇の即位伝承日を「紀元」(紀年の始源)として祝う。「日本書紀」に「辛酉年春正月庚辰朔 天皇、帝位に概原宮に於て即きたまふ」とみえる即位日が、明治5年(一八七四)「紀元節」と定められた。ついで同7年(一八七六)、その日を新暦(太陽暦)に換算して西暦紀元前(B.C.)六六〇年の2月11日と定め、皇霊殿で親祭が行われることになった。昭和3年(一九二八)からは、元始祭と同じく、皇霊殿と神殿でも親祭を行うように改められている。この紀元節祭は、戦後GHQの反対により昭和23年(一九四八)制定の「国民の祝日に関する法律」(祝日法)から紀元節が排除されたことにより大祭でなくなった。しかし、ひき続き「二月十一日臨時御拜」として旬祭と同じ方法で

		祭祀名	祭儀の場所
	正月元旦	四方拝	神嘉殿前庭
小	〃	歳旦祭	宮中三殿
大	正月3日	元始祭	〃
大	2月11日	紀元節祭	〃
小	2月17日	祈年祭	〃
大	3月春分	春季皇霊祭/春季神殿祭	皇霊殿/神殿
大	4月3日	神武天皇祭	皇霊殿
	6月末日	節折/大祓	宮殿(竹の間)/神嘉殿前庭
大	9月秋分	秋季皇霊祭/秋季神殿祭	皇霊殿/神殿
大	10月17日	神嘗祭	賢所
小	11月3日	天長祭(代ごとに変動)	宮中三殿
	11月22日	鎮魂の儀	綾綺殿
大	11月23日	新嘗祭	神嘉殿
小	12月中旬	賢所御神楽	賢所
	12月末日	節折/大祓	宮殿(竹の間)/神嘉殿前庭
大	崩御相当日	先帝祭(孝明天皇祭)	皇霊殿(毎年)
大	〃	先帝以前三代式年祭	〃(式年)
大	〃	先后・皇太后式年祭	〃(式年)
小	〃	先帝以前三代例祭	〃(毎年)
小	〃	先后・皇太后例祭	〃(毎年)
小	〃	歴代の天皇家式年祭(神武天皇・先帝・先帝前三代以外)	〃(式年)
大		皇室・国家の大事を奉告する祭	宮中三殿
大		伊勢神宮の造営奉遷に伴う祭	〃
大		宮中三殿を修営奉遷する祭	〃
大		天皇・皇太后・皇太后の霊代を奉遷に伴う祭	皇霊殿
小		皇族(皇后から女王まで)の霊代を遷す祭	〃
	毎月	旬祭(1日・11日・21日)	宮中三殿
	毎朝	毎朝御代拝(侍従)	〃

※大祭は大、小祭は小の印を冠する(明治41年公布「皇室祭祀令」による)。
 ※四方拝や鎮魂の儀、および明治42年から加えられた節折と大祓は小祭に準ずる儀式とされている。
 ※賢所・皇霊殿・神殿にわたるものは宮中三殿と総称する。
 ※天長祭は、明治時代11月3日(昭和2年<1927>から明治節祭)、大正時代8月31日、昭和時代4月29日、平成時代12月23日。
 ※神武天皇と先帝の式年祭は、特に陵所で親祭。それ以外の式年祭には、勅使が陵所へ遣わされる。
 ※臨時祭祀は、ほかにも「登極令」「摂政令」「立儲令」「成年式令」「皇室婚嫁令」(→皇室親族令)「皇室誕生令」(→同上)「皇族就学令」などに定めるものなどがある。[所]

表1 近現代の皇室祭祀

行われることになり、それが今も続けられている。

神嘗祭(10月17日) 伊勢の神宮の神嘗祭にあわせて、宮中で行われる神恩感謝の祭。神宮の神嘗祭は、古代から旧暦9月16日前後、新穀による神饌を真つ先に供えるため、数日前の11日、宮中で奉幣の勅使(例幣使)を派遣することになっていった。それに対して、明治以降は、伊勢の内宮で勅使奉幣の行われる17日(明治12年<八五>より新暦の10月17日)午前、宮中でも天皇が神嘉殿の南庭から伊勢の神宮を遙拝し、賢所に新穀を供える。

鎮魂の儀(11月22日) 夕刻、綾綺殿に設けた祭場で行われる。人の魂は体から離れて浮遊したり活力を失いやすい。そこで、重要な新嘗祭(大嘗祭も)の前に、天皇(のち皇太后・皇太子・同妃も)の御魂を鎮め活力を取り戻すため、掌典が御玉緒の糸を結び、内掌典が宇氣槽を踏み鳴らし御衣を振り動かす。これは、明治4年<八七>の「四時祭典定則」で「中祭」となっているが、同41年<九六>の「皇室祭祀令」では大祭に伴う儀式とされている。

新嘗祭(11月23日) 神嘉殿において天皇が新穀による神饌を天照大神はじめ天神地祇の神々に供えて神恩に感謝し、そのおさがりを天皇も食べるにより威力を更新する神人共食の祭である。宮中三殿より西の神嘉殿で格別丁寧に

「夕の儀」と「暁の儀」が繰り返される。

当日夕刻、天皇は綾綺殿で白の御祭服を着け、神器の剣とともにも神嘉殿の母屋に入る。また皇太子は、東宮便殿で白の斎服を着け、靈切御剣とともに神嘉殿の西隔殿へ入る。ついで、掌典と女官により神饌が膳舎から次々と運ばれる。これを神饌行立という。具体的には、米と粟の御飯を入れた御飯篋を先頭に、調理した鮮魚を入れた鮮物篋、乾燥させた乾魚を入れた干物篋、果実を入れた菓子篋などが続く。その行立に際して、掌典により「警蹕」(先触れ)が称えられる。神嘉殿では、午後6時から、正殿の御座に着いた天皇が、伊勢の方角に向けた神座の前に、数々の神饌を竹箸で椀手(箱の葉で作った食器)に盛りつけて供える。この親供には陪膳女官の奉仕以外、すべて天皇が拝礼して御告文を奏上し、さらにおさかりの米と粟の御飯および白酒・黒酒をいただく。8時に「夕の儀」を終了する。続いて1時から翌日1時まで、同様は「暁の儀」が繰り返される。

この夕の儀と暁の儀で合計四時間、天皇は正座して親供・共食をする。その間、皇太子も西隔殿で正座している。神饌が撤下されると、天皇が退出する。続いて皇太子が拝礼して退下、さらに庭上帳舎の参列諸員(成年男性皇族、首

相と各大臣、議院の議長、最高裁判所の長官など）が拝礼して退下する。

神饌として用いられる新穀（米・粟）は、明治3年（六）まで山城国宇治郡などから奉納されたが、まもなく新宿の植物御苑で栽培したものになる。さらに同25年（六）からは、全国の都道府県より献上されるもの（それぞれ精米一升と精粟五升）が用いられることになった。

なお、平成の皇后は、毎年の新嘗祭で、天皇が夕の儀と暁の儀を務めている間、御所で全都道府県の献穀（米と粟）の名称を短冊に毛筆で書き、耕作の苦勞をねぎらっていた。

【小祭】

恒例の小祭、准小祭に次のようなものがある。

四方拜（正月元日）歳旦祭に先立って夜明け前に行われる。神饌も御告文もないので儀式とされる。しかし、「皇室祭祀令」の附式では「小祭式」の中に「四方拜の儀」を入れている。

これは平安初期から行われてきたが（↓**四**）、明治5年（七）から新儀に改められた。その儀場は賢所（明治22年（六）から神樂殿）の前庭が用いられる。そこで薦を敷いた上に畳の御座を設け、二基の燈台を置き、周りを屏風二双で囲む。そこへ午前5時半頃、黄櫨染御袍を着けた天皇が

「皇室祭祀令」のように2月17日に宮中三殿で揃って実施されることになったのは大正3年（九）からである。

天皇祭 今上天皇の誕生日の祭。明治期に11月3日であったが、大正期には8月31日（祝賀は10月31日）、昭和期には4月29日、平成期には12月23日に行われ、令和期には2月23日となる。

明治節祭（11月3日）**明治天皇の誕生日（新暦）** 11月3日は、大正時代に入り祝日ではなくなった。しかし、民間有志の働きかけにより、昭和2年（九）から「明治節」として再び国家の祝日となり、明治節祭が小祭として加えられた。戦後は、同23年（六）「祝日法」で明治節が消えて「文化の日」とされた。それに伴い、小祭の代わりに旬祭と同じ形で「臨時御拜」が昭和の終わりまで行われてきた。

賢所御神楽 12月中旬（ほとんと15日）、天照大神は感謝するため、賢所前庭の神楽舎において、夕方6時から深夜12時すぎまで御神楽を奏する。これは小祭であるが、御神楽に先立って、午後5時から天皇・皇后の拝礼に続き、皇太子・同妃・親王・同妃・内親王・王・同妃・女王もつぎつぎに拝礼する。三十数名の楽師による御神楽にあわせて、人長が榊の枝をかざして舞い、終わると、その枝を掌典が御所の天皇に献ずる。

着座し、まず伊勢神宮を遥拝し、ついで四方の神々を拝する。その神々は天神地祇すべてを含むが、とりわけ旧武蔵国（東京）の一宮水川神社、田山城国（京都）の一宮賀茂大社（上下両社）と男山（石清水八幡宮、神剣を祀る熱田神宮、および鹿島神宮と香取神宮などへの遥拝が重んじられている。

この四方拜には、掌典長と侍従長らが侍するが、皇族の参列はない。天皇が不都合な時は取り止めとなり、他者が代拜できないことになっている。昭和天皇の晩年、および平成の天皇も平成19年（一）から、神嘉殿南庭でなく御所のペランダで行っていた。

歳旦祭（正月元日）四方拜に引き続いて行われる。天皇は神嘉殿から賢所へ移り、内陣で掌典長から玉串を受け取って拝礼を行い、内内陣で内掌典が御鈴を鳴らす間、平伏する。つぎに皇靈殿と神殿へ移り、同様に拝礼を行う。続いて黄丹袍の皇太子も、賢所・皇靈殿・神殿の三殿で拝礼を繰り返す。この歳旦祭にも他の皇族は参列しないが、宮内官や皇宮護衛官らが庭上から拝礼する。

祈年祭（2月17日）天皇が年（年穀）の豊穰を祈願する祭。これは室町時代後期から廃絶していたが、明治時代の初め再興されるに至った。ただし、当初いろいろ変更があり、

節折（6月30日）古代からの祓いの行事。中世以後廃絶していたのを、明治4年（七）に再興された。小直衣を着けた天皇が宮殿の竹の間（当初は賢所の御服の間）に出御して、まず絹の御服地に御息を三度吹きかけ、ついで御麻（櫛）で自らの体を祓い清める。さらに細長い篠竹で侍従が御体の各部位を測って、その採寸の節竹を折り、御霊に天皇の御息を三度吹き込む。このような儀を二回繰り返す（荒世の祓と和世の祓）。小祭ではないが、明治42年（九）皇室祭祀令に付け加えられた。

大祓（12月31日）古代からの祓いの行事だが、中世以後廃絶していたものが、明治4年（七）に再興され、今も行われている。神嘉殿の前庭（かつては賢所の前庭）で行う。参列する皇族および宮内官と皇宮護衛署の代表職員らを、掌典が稲穂をつけた御祓麻（櫛）で祓い清める。

こうして穢を移した祓物は、節折の贈物（節竹など）とともに川へ流す。それは長らく浜離宮から船に乗せ海に放たれてきた。小祭ではないが、明治41年「皇室祭祀令」に付け加えられた。

【皇霊関係の祭祀】

明治期以降の皇室祭祀には、皇靈殿で行われる皇霊関係祭が多い。まず皇霊全般に対する春秋の皇霊祭（大祭）、つ

いで初代の神武天皇祭と直近の先帝祭（ともに大祭）、さらに先帝以前三代の例祭（小祭）と式年祭（大祭）、およびそれ以外の式年祭（小祭）などである。

式年とは一定の年数で、崩御後の三・五・一〇・二〇・三〇・四〇・五〇・一〇〇年、以後一〇〇年ごとをいう。前近代には、皇霊の命日に仏式の回忌法要を営んだが、明治期以降はすべて神式とされている。

春季皇霊祭（春分〈3月21日ごろ〉）と**秋季皇霊祭**（秋分〈9月23日ごろ〉） 歴代皇霊を祀る皇霊殿で行われる先祖祭。江戸時代までは、清涼殿の御黒戸（仏間）などで仏式の位牌により祖霊を供養し、春秋の彼岸会法要も行われてきた。しかし、明治3年（一八七二）から、宮中祭祀は神式となり、同年（一八七二）から、春分と秋分の日には皇霊を合祭し、神武天皇祭に準ずる祭式を用いている。

なお、右と同日の**春季神慶祭**（春分）と**秋季神慶祭**（秋分）は、天神地祇を祀る神慶で営まれる。明治3年に再興された神祇官の神慶で翌年（一八七三）から春秋二季に行われてきた「御祈祭」が、同11年（一八七九）から「神慶祭」と改称され、翌年（一八七九）から親祭となったのである。

神武天皇祭（4月3日） 『日本書紀』にみえる「神武天皇崩御を追悼する祭。その崩御相当日（旧暦3月11日）に

平成の時代には、慶応2年12月24日つまり新暦の一八六七年1月30日に崩御した孝明天皇、明治45年（一九一四）7月30日に崩御した明治天皇、大正15年（一九二六）12月25日に崩御した大正天皇の各例祭が、毎年それぞれの命日に小祭で営まれている。また、明治天皇の百年祭は平成24年（二〇一三）の7月30日に行われた。

なお、先帝（先帝より先に崩御した皇后）ないし皇太后（先帝より後に崩御した皇后）についても、毎年の例祭が小祭で、式年ごとの式年祭が大祭で行われ、各山陵に奉幣使が遣わされる。平成12年（二〇〇〇）6月16日に崩御した香淳皇后の例祭（小祭）は毎年ある。また同22年（二〇一〇）6月16日には一〇年の式年祭（大祭）を迎えた。

歴代天皇の式年祭 神武天皇と先帝および先帝以前三代以外の天皇、つまり^①綏靖天皇から^②仁孝天皇までの歴代については、それぞれの式年祭（一〇〇年ごと）が小祭で行われ、各山陵に奉幣の勅使が遣わされる。この歴代には北朝五代（光厳・光明・崇光・後光厳・後醍醐の各天皇）も含まれ、同様の祭典が営まれる。

明治改暦以前の天皇の式年祭は、いずれも命日の旧暦を新暦に換算した日に行われる。なお、^③追尊天皇や尊称太上天皇の式年には、皇霊殿の祭典がない（ただし、山陵には

は、すでに元治元年（一八六〇）から^④孝明天皇が^⑤奈良県^⑥橿原市）の山陵を遙拝し、勅使を遣わし幣帛を奉っている。明治天皇も明治3年（一八七二）から親祭を行っており、その日が同7年（一八七六）から新暦の4月3日に改められた。

この神武天皇祭には、山陵に勅使を遣わし幣帛を奉るとともに、東游が奏されている。また戦後、「祝日法」に紀元節が入らなかったことに伴い、同夜に奏されてきた「皇霊殿御神楽」が中止された。そこで、以後その御神楽がこの神武天皇祭の夜行われることになり、今に至っている。

先帝祭 平成2年（先）より昭和天皇祭が1月7日に行われる。これは、明治4年（一八七三）の「四時祭典定則」で初代の神武天皇祭とともに天皇の親祭（大祭）と定められ、毎年命日に皇霊殿で営まれている。

神武天皇祭と先帝祭が式年（一定の年数）にあたる時、たとえば平成21年（二〇一〇）、同31年（二〇二〇）の1月7日、昭和天皇二十年・三十年祭は、山陵で天皇の親祭が営まれ、皇霊殿では皇太子・同妃が拝礼した。

先帝以前三代の式年祭 先帝以前三代直系継承の場合、高祖父・曾祖父・祖父の天皇については、毎年の例祭が小祭で、また式年ごとの式年祭は大祭で行われ、各山陵に奉幣使が遣わされる。

勅使が遣わされる。

これらの式年祭には、当日午前10時、皇霊殿で掌典長が祝詞を奏上すると、黄櫨染御袍の天皇、十二単の皇后、黄丹袍の皇太子、十二単の皇太子妃が参入して、内陣に着座する。そこで、天皇が拝礼して御告文を奏上し、つぎに皇太后・皇太子（皇嗣）・同妃の順で拝礼があり、さらに他の皇族方および宮内庁職員が庭上から次々拝礼する。

また、当該天皇の山陵では、掌典が祝詞を奏上すると、勅使の掌典が拝礼して祭文を奏上し、さらに皇族（官家）の代表者をはじめ地元の参列者などが次々と拝礼する。

なお、このような式年祭は先立ち、当該天皇の事績について研究者などから進講がある。そこには、天皇だけでなく、皇后や皇太子（皇嗣）なども陪席する。

ほかに、「皇室祭祀令」によれば、天皇および太皇太后と皇太后の崩御一年後、各皇代を皇霊殿に遷す臨時祭典は、大祭に準じて営まれる。また、皇后の崩御および皇太子・同妃・皇太孫・同妃・親王・同妃・内親王・王・同妃・女王などの薨去から一年後、それぞれの皇代を皇霊殿に遷す臨時祭典は、小祭に準じて行われる。

このように明治以降の宮中祭祀をみると、歴代の皇霊（天皇だけでなく皇后も含む皇族）に関する祭典、いわば先

祖の祭がきわめて重んじられている。

【臨時祭】

恒例祭と式年祭をあわせると、毎年およそ三〇前後の大祭・小祭が行われる。それ以外に、さまざまな臨時の祭祀がある。そのうち、「皇室祭祀令」に定められているのは、皇室・国家の大事を、宮中三殿と伊勢の神宮および神武天皇陵・先帝陵などに奉告する祭典で、大祭に準じて行われる。たとえば、終戦の奉告などである。また、天皇・皇后ないし皇太子・同妃が外国訪問をする時は、出発前にも帰国後にも奉告の儀が行われる。

なお、大婚（天皇・皇后の結婚）満二五年とか満五〇年には、宮中三殿で小祭に準ずる拜礼か代拜が行われる。平成の場合、昭和34年（元号）の成婚から満五〇年となる平成21年（元号）4月10日が、大婚五〇年であった。

一方、伊勢の神宮で二〇年に一度の式年に、祭神を古殿から新宮へ奉遷する式年遷宮の際、あるいは宮中三殿を臨時に修造するため、祭神を本殿から仮殿へ、また仮殿から本殿へ奉遷する際、大祭に準じて祭典が行われる。

平成5年（元号）10月の第六一回式年遷宮には、掌典長が勅使として遣わされ、内宮遷宮の儀の翌日（3日）と外宮遷宮の儀の翌日（6日）、それぞれ奉幣の儀が行われ、同夜

卒業時など）には、本人が宮中三殿に参拝する。さらに「皇室成年式令」に定められる天皇・皇太子・皇太孫の成年式（満一八歳）および他の皇族の成年式（満二〇歳）には、宮中三殿に参拝する。

「皇室婚嫁令」に定められる天皇・皇太子および他の皇族男子（親王・王）の結婚式には、宮中三殿で奉告と拜礼を行う。天皇の場合は、伊勢の神宮および神武天皇陵と先帝陵などに参拝し、皇太子・親王・王の場合は奉幣する。内親王が降嫁する時も、三殿に参拝する。

【毎月・毎朝の祭】

これ以外に、毎月三回および毎日早朝、ずっと続けられている宮中の祭がある。

まず毎月の1日・11日・21日に宮中三殿で行われるのを旬祭という。この名称は明治5年（八七）に定められ、翌年（八七）以来の次第が今も基本的に受け継がれている。

毎月三回のうち、1日の旬祭は、直衣を着けた天皇自身（八七）が午前8時から三殿を巡拝する（ただ正月元日は四方拜と歳旦祭）。11日と21日の旬祭は、侍従が代拝し、天皇・皇后は御所で慎む。ただ高齢化により、昭和天皇の晩年、および平成の天皇も平成21年（元号）から、1日の旬祭に出たのは5月と10月のみである。

に御神樂も奏されている。

また、創建から約二〇年経つ宮中三殿（木造）を耐震補強するため、平成16年（元号）5月29日、本殿から仮殿への遷座の儀、同20年（元号）3月25日、仮殿から本殿への遷座の儀が行われた。この臨時祭には、殿内で掌典長が代拝を務め、天皇・皇后は御所の庭上から遙拝している。

このほか、「皇室祭祀令」以外の皇室令に基づく臨時祭も少なくない。すなわち、皇位の継承に関するものとして、まず「登極令」に定められる大礼（即位礼・大嘗祭）の際は、数多くの祭儀がある。平成の大礼でも一六の祭儀が行われている（一〇〇）。また「摂政令」に定められる摂政を置く際は、宮中三殿で大祭に準じて、摂政が拜礼し告文を奏する。さらに「立儲令」に定められる立太子礼の際は、皇太子が宮中三殿で奉告と拜礼を行い、伊勢の神宮および神武天皇陵と先帝陵に奉幣の勅使を遣わす。

天皇・皇族の成育に関するものとして、まず「皇室誕生令」に定められる誕生の際は、宮中三殿で著帯・誕生命名を奉告する儀や一般の初宮参りにあたる三殿に参拝する儀などを行う（一〇〇）。

また「皇族就学令」に定められる内廷皇族（皇子・皇女）の就学時（初等科・中等科・高等科・大学・大学院の入学）

また、毎日繰り返されている行事がある。午前8時、賢所と皇霊殿には内掌典（女性）、神威には掌典（男性）が、それぞれ日供（供米など）を献進すると、当直の侍従が参進して、三殿の南階下から代拝する。

これは平安時代前期に宇多天皇の始めた。毎朝四方拜に由来する。明治4年（八七）の「四時祭典定期」から「日々御代拜」となり、毎朝御代拜と称されている。その際、天皇・皇后は御所で慎む。

なお、宮中の祭事ではないが、主要な神社で齋行の例大祭や式年の臨時祭などに、勅使を遣わして幣帛を奉る。そのうち、皇祖神を祀る伊勢の神宮は、格別に毎年三回（10月の神嘗祭と6月・12月の月次祭）および二〇年ごとの式年遷宮に奉幣がある。また明治2年（八七）創建の東京招魂社（同12年から靖国神社）は年二回（春4月と秋10月の例大祭）奉幣がある。それ以外の一〇社は年一回、あと四社は一〇年か二二年に一回とされている（一〇一）。

戦後は社格（官国幣社）制度がなくなり、勅祭社も縮小された。今なお毎年の勅使奉幣が続いているのは、伊勢の神宮と東京の靖国神社、および京都の賀茂大社（下鴨神社と上賀茂神社、例祭5月15日）・石清水八幡宮（例祭9月15日）と奈良の春日大社（例祭3月13日）などである。【所

拝礼する天皇親族の例	時刻	祭服
天皇	午前5時30分	黄櫨染御袍
天皇、皇太子	午前5時40分	黄櫨染御袍／黄丹袍
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午前10時	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
天皇	午前10時	モーニング
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午前10時	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
勅使		
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午後5時	直衣／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午前10時	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
掌典		
天皇、皇太子	午前10時	黄櫨染御袍／黄丹袍
天皇、皇太子	午前9時	黄櫨染御袍／黄丹袍
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午前10時	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午前10時	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
勅使		
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午後5時	直衣／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午前10時	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
掌典		
天皇	午後2時	小直衣
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午前9時	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
掌典		
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午前10時	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午前10時05分	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
天皇、皇太子	午後6時(出御)	御祭服(純白の生絹)／斎服(純白)
天皇、皇太子	午後11時(出御)	御祭服(純白の生絹)／斎服(純白)
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午後5時	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
天皇、皇后、皇太子、皇太子妃	午前10時	黄櫨染御袍／黄丹袍／五衣・小袿・長袴
掌典		
天皇	午後2時	小直衣

月日	祭儀	場所
正月元旦	四方拝	神嘉殿前庭
	歳旦祭	小祭 宮中三殿
正月3日	元始祭	大祭 宮中三殿
正月4日	奏事始	大殿(鳳凰の間)
正月7日	昭和天皇祭	大祭 皇靈殿 陵所
	御神楽	皇靈殿
正月30日	孝明天皇例祭	小祭 皇靈殿
	孝明天皇山陵例祭	陵所
2月17日	祈年祭	小祭 宮中三殿
2月23日	天長祭	小祭 宮中三殿
春分の日	春季皇霊祭	大祭 皇霊殿
	春季神殿祭	大祭 神殿
4月3日	神武天皇祭	大祭 皇霊殿 陵所
	皇霊殿御神楽	皇霊殿
6月16日	香淳皇后例祭	小祭 皇霊殿
	香淳皇后山陵例祭	陵所
6月末日	節折	大殿(竹の間)
	大祓	神嘉殿前庭
7月30日	明治天皇例祭	小祭 皇霊殿
	明治天皇山陵例祭	陵所
秋分の日	秋季皇霊祭	大祭 皇霊殿
	秋季神殿祭	大祭 神殿
10月17日	神嘗祭	大祭 賢所
11月23日	新嘗祭 夕の儀	大祭 神嘉殿
	新嘗祭 暁の儀	大祭 神嘉殿
12月中旬	賢所御神楽	小祭 賢所
12月25日	大正天皇例祭	小祭 皇霊殿
	大正天皇山陵例祭	陵所
12月末日	節折	大殿(竹の間)
	大祓	神嘉殿前庭

表2 現行の皇室祭祀一覧

〔注〕 天皇、皇后、皇太子(皇嗣)、同妃が揃って拝礼するのは、大祭(新嘗祭を除く)と小祭のうち式年祭、例祭、御神楽である。すなわち元始祭(1月3日、大)、神武天皇祭・皇霊殿御神楽(4月3日、大)、春秋の皇霊祭、神殿祭(計四祭祀、大)、香淳皇后例祭(6月16日、小)、神嘗祭(10月17日、大)、賢所御神楽(12月中旬、小)、先帝四代(昭和天皇祭のみ大祭、大正・明治・孝明天皇祭は小祭)。

天皇の祭祀は年に22回で、ほかに旬祭(毎月1日、1月を除いて11回、直衣を着用)、式年祭

が数回あり、三十数回を数える。皇后、皇太子妃の宮中祭祀は13回と式年祭。祭祀の回数は一覧表と同じだが、新嘗祭は夕と暁をひとつとして数え、10月17日午前10時から天皇のみの「神嘗祭神宮遷拝の儀」があり、これをひとつとして数える(皇后、皇太子妃の祭服は同じ様式だが、生地や文様に違いがある)。

天皇、皇太子のみの祭りは、歳旦祭(1月1日、小)、祈年祭(2月17日、小)、天長祭(2月23日、小)である。

天皇、皇后、皇太子、同妃以外の皇族が三殿に

上がるのは結婚式のときだけである。皇族女子は結婚に際して「お別れ」のあいさつで上がる。

三殿の拝礼順は、賢所、皇霊殿、神殿。神嘉殿は平常は空殿で新嘗祭のときのみ使用する。四方拝、大祓は神嘉殿前庭で行う。

なお、四方拝、節折、奏事始は祭祀ではなく儀式である。天皇が出られなければ行われない。

また、平成29年(2017)制定にされた「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」により、新天皇の次の皇位継承第1位の秋篠宮文仁親王は「皇嗣」と称され、皇太子と同様の扱いを受ける。

〔高橋・所〕

用語コラム

お告文 現在の宮中祭祀は、天皇の公的行為(↓45)ではなく、私的行為と解されている。政教分離に配慮し、費用はすべて内廷費(↓49)で賄われる。これら掌典職(↓126)を率いるのが掌典長で、歴代旧堂上華族などから選ばれてい

る。小祭は掌典長が行う。大祭では天皇のみがみすから祝詞(お告文・御告文)を奏する。皇族が成年式、結婚式の際に読む祝詞は告文という。また、勅使が奏上する祝詞は御告文と称して区別する。いずれも、宣命体の文が基本である。